

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 租税特別措置法施行令の一部改正（第1条関係）

1 個人所得課税

- (1) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、上場株式等の配当等で完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の対象となる配当等に該当するものの支払をする法人は、その配当等の支払の取扱者に対し、その配当等の支払を受ける内国法人の名称、本店等の所在地、その配当等が完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の対象となる配当等に該当する旨等を通知しなければならないこととする。（租税特別措置法施行令第4条の6の2関係）

（注）上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用する。（附則第3条関係）

- (2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、収用等のあった日の属する年の前年以前に取得をした代替資産となるべき資産についてのやむを得ない事情の範囲等及びその代替資産となるべき資産が減価償却資産である場合のその収用等による譲渡があったものとされる金額の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第22条、第39条、第39条の2関係）

- (3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除について、その適用対象となる地方独立行政法人に土地が買い取られる場合における当該地方独立行政法人の範囲を博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館又は植物園の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とすることとする。（租税特別措置法施行令第22条の7、第39条の4関係）

- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象となる農地中間管理機構（一定のものに限る。）に対し農用地域域内にある農地等を譲渡した場合から、農用地域域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合に該当する場合を除外することとする。

（租税特別措置法施行令第22条の9、第39条の6関係）

（注）上記の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用する。（附則第8条、第18条関係）

- (5) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例につ

いて、買換資産が令和 6 年 1 月 1 日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年 6 月 30 日以前のもものを除く。）又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年 7 月 1 日以後のもものである場合の要件にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えることとする。（租税特別措置法施行令第 24 条の 2 関係）

（注）上記の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。（附則第 8 条関係）

- (6) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を発行した法人で二以上の種類の株式又は出資を発行していたものは、資本の払戻しを行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、種類払戻割合を通知しなければならないこととする。（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 関係）
- (7) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置における特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等から除外される特定非課税管理勘定に上場株式等を受け入れようとする日以前 6 月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたものについて、同日以前 6 月以内にその者の特定累積投資勘定において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたものとする。こととする。（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 関係）
- (8) 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置について、その適用対象となる地方独立行政法人に重要文化財を譲渡した場合における当該地方独立行政法人の範囲を博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とすることとする。（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 の 2 関係）
- (9) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用対象から除かれる特定居住用家屋に該当する家屋並びに控除額の特例の対象となる特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋の細目を定めるとともに、適用対象となる特例居住用家屋及び特例認定住宅等に該当する家屋の床面積その他必要な事項を定めることとする。（租税特別措置法施行令第 26 条関係）

- (10) 令和 5 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書等について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法施行令第26条の 2、附則第10条関係)
- ① 住宅借入金等に係る債権者は、その年の 12 月 31 日における住宅借入金等の金額その他の事項を証する書類の交付を要しない。
- ② 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書の記載事項に、その年の 12 月 31 日における住宅借入金等の金額を加える。
- (11) 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度について、居住日の属する年が令和 5 年であり、かつ、住宅の取得等が居住用家屋の新築等である場合における提出期間の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 26 条の 3 関係)
- (12) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件における判定基準寄附者の判定に用いる特定学校等の範囲につき所要の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行令第26条の28の 2 関係)
- (13) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、控除額の特例の対象となる増築、改築その他の工事で特定の改修工事等と併せて行われるものの範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5 関係)

2 法人課税

- (1) 法人課税信託の受託者等に関する通則について、法人課税信託の受託法人の沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を2,000万円とすることとする。(租税特別措置法施行令第 1 条の 2 関係)
- (2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、対象となる事業及び資産の範囲の細目を定めるほか、経済金融活性化特別地区に係る措置における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を見直すとともに、各区域に係る適用期限を 3 年延長することとする。(租税特別措置法施行令第27条の 9 関係)
- (3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者）に該当するものを除く。）以外の法人の対象となる特定建物等の取得価額の最

低限度を2,500万円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げることとする。

（租税特別措置法施行令第5条の5の3、第27条の11の3関係）

- (4) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、特定非新規雇用者数及び移転型特定非新規雇用者数の細目を定めることとする。（租税特別措置法施行令第5条の6、第27条の12関係）
- (5) 給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、一定の法人が本制度の適用を受ける場合に公表すべき事項の細目及びその事項を公表している場合を定めるほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の細目、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における継続雇用者給与等支給額に係る要件の判定方法等を定めるとともに、教育訓練費の額に係る要件を満たすものとして本制度の適用を受ける場合には教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければならないこととする。（租税特別措置法施行令第5条の6の4、第27条の12の5関係）
- (6) 法人税額から控除される特別控除額の特例について、継続雇用者給与等支給額に係る要件における前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合について定めることとする。（租税特別措置法施行令第27条の13関係）
- (7) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について、対象となる環境負荷低減事業活動用資産等の範囲等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第6条の2の2、第28条の7関係）
- (8) 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度及び沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度について、対象となる事業及び資産の範囲の細目等を定めるほか、経済金融活性化特別地区に係る措置における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を見直すとともに、各区域に係る適用期限を3年延長することとする。（租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9関係）
- (9) 輸出事業用資産の割増償却制度について、対象となる輸出事業用資産の範囲を定めることとする。（租税特別措置法施行令第6条の6、第29条の4関係）
- (10) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例について、特別償却対象資産につきその事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けた場合における特別償却不足額等の計算方法を定めることとする。（租税特別措置法施行令第30条関係）
- (11) 準備金方式による特別償却制度について、特別償却対象資産につきその事業

年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けた場合における特別償却準備金積立不足額等の計算方法等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第31条関係）

- (12) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行うこととする。（租税特別措置法施行令第33条の2関係）

① 保険の種類について、火災保険等を次の保険の区分とする。

イ 火災保険及び風水害保険

ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険

ハ 賠償責任保険

② 火災保険等に係る積立率の特例について、上記①イに掲げる保険の積立率を10%（現行：6%）に引き上げ、上記①ハに掲げる保険を対象から除外する。

③ 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を3年延長する。

- (13) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、対象鉱物から国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除外することとする。（租税特別措置法施行令第14条、第34条関係）

- (14) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における通算法人に係る欠損金の通算の特例について、認定事業適応法人の損金算入限度額が当初申告損金算入限度額と異なる場合等の欠損金の繰越控除制度における損金算入限度額とされる金額の計算方法を定めることとする。（租税特別措置法施行令第39条の23の2関係）

- (15) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に敷地分割組合を加えることとする。（租税特別措置法施行令第39条の24関係）

- (16) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、特定株式の保有見込期間要件における株式の保有見込期間を株式の取得の日から3年（現行：5年）とすることとする。（租税特別措置法施行令第39条の24の2関係）

- (17) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した減価償却資産を除外することとする。（租税特別措置法施行令第18条の5、第39

条の28関係)

- (18) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の適用期限の延長に伴い通算法人の調整前通算所得基準額の計算の基礎となる所得の金額の計算の細目を定めることとするほか、適用期限が延長されたその他の租税特別措置について連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行令第32条の2、第34条、第37条の4、第39条の24の2、第39条の28関係)

3 資産課税

- (1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に昭和57年1月1日以後に建築された住宅用家屋を加えることとする。(租税特別措置法施行令第40条の4の2関係)
- (2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に昭和57年1月1日以後に建築された住宅用家屋を加えることとする。(租税特別措置法施行令第40条の5関係)
- (3) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、農業経営基盤強化促進法等の改正により、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴う所要の措置を講ずることとする。(租税特別措置法施行令第40条の6、第40条の7関係)

(注) 上記の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずる。(附則第1条、第21条関係)

- (4) 住宅用家屋の所有権の移転登記若しくは特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲に昭和57年1月1日以後に建築された家屋を加えるとともに、建築後の経過年数の基準に適合するものを除外することとする。(租税特別措置法施行令第42条、第42条の2の2、第42条の2の3関係)

4 消費課税

輸出酒類販売場制度について、次の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第46条の8の2、第46条の8の7関係)

- (1) 輸出酒類販売場において免税酒類を購入することができる日本国籍を有する非居住者は、国内以外の地域に引き続き２年以上住所又は居所を有することにつき一定の書類により確認がされた者とする。
- (2) 免税購入対象者が行う旅券情報等の提供は、デジタル庁が整備及び管理をする情報システムを用いて行うことができる。
- (3) 購入した免税酒類を輸出しない免税購入対象者から酒税の即時徴収等を行う場合の税関長の権限について、当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関官署の長に委任されるものとする。

５ その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の一部改正（第２条関係）

１ 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令について、上記一１（(2)に限る。）及び２（(12)、(14)、(15)及び(18)を除く。）と同様の改正を行うこととする。（令和２年改正前租税特別措置法施行令第１条の２、第27条の９、第27条の11の３、第27条の12、第27条の12の５、第27条の13、第28条の７、第28条の９、第29条の４、第30条、第31条、第34条、第39条、第39条の２、第39条の24の２、第39条の28、第39条の43、第39条の45、第39条の54、第39条の56、第39条の63、第39条の69、第39条の70、第39条の99、第39条の100、第39条の122関係）

２ その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第121号）の一部改正（第３条関係）

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととする。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第38条関係）

四 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和４年４月１日から施行することとする。（附則第１条関係）